

# 測量・建設コンサルタント等業務発注に係る低入札価格調査制度の導入

## 1. 目的

価格と品質が総合的に優れた内容の者を契約の相手方とすることの更なる徹底を目的として、広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務発注において低入札価格調査制度を導入します。

## 2. 改正又は制定する要綱等

低入札価格調査制度の導入に際し、改正又は制定する要綱等は次のとおりです。

【改正】 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱

【制定】 広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱

【制定】 測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準

【制定】 測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る低入札価格調査マニュアル

## 3. 低入札価格調査制度の主な内容

### (1) 調査基準価格の設定及び算定式

予定価格とともに調査基準価格を設定し、調査基準価格に満たない入札を行った者（以下「低価格入札者」とします。）に対しては、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか等を調査（以下「低入札価格調査」とします。）した上で落札決定を行います。

調査基準価格の算定式は、広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱別表に次のとおり定めます。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

## (2) 総額失格基準

低入札価格調査に際し、低価格入札者の入札価格が総額失格基準に満たない場合は、低入札価格調査を打ち切り失格とします。

総額失格基準の算定式は、測量・建設コンサルタント等業務競争入札に係る適正な履行確保の基準に次のとおり定めます。

業種区分	算定式
測量業務	直接測量費×0.6 + 測量調査費×0.6 + 諸経費×0.3
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費×0.6 + 特別経費×0.6 + 技術料等経費×0.3 + 諸経費×0.3
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費×0.6 + 直接経費×0.6 + その他原価×0.3 + 一般管理費等×0.3
地質調査業務	直接調査費×0.6 + 間接調査費×0.6 + 解析費等×0.6 + 諸経費等×0.3 + 諸経費×0.3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費×0.6 + 直接経費×0.6 + その他原価×0.3 + 一般管理費等×0.3

## (3) 低価格入札者と契約する場合の措置

低価格入札者を落札者として契約を締結する場合は、受注者に対して次の措置を講じることとします（広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条）。

### ○ 現地作業等を伴う業務における監督強化

- 現地作業を伴う業務においては、管理技術者は現地に常駐する。
- 点検測量を伴う業務においては、管理技術者が作業に立会を行うか自らが実施する。
- 現地踏査及び調査を伴う業務においては、管理技術者が調査を行う。

### ○ 照査技術者の選任を要する業務における第三者照査義務付け

## 4. 適用対象及び適用時期

指名競争入札及び一般競争入札（総合評価を含む。）により発注する業務の全てが適用対象です。平成28年4月1日以降に公告又は指名通知を行う業務から適用します。